

# 消 防 関 係 法 令

## 〔消防法〕

- 第 1 章 第 2 条（用語の定義）
- 第 2 章 第 8 条（防火管理者）
  - 第 8 条の 2（統括防火管理者）
  - 第 8 条の 2 の 4（避難上必要な施設等の管理）
  - 第 8 条の 2 の 5（自衛消防組織）
- 第 9 条（火を使用する設備、器具等に対する規制）
- 第 9 条の 4（指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱いの基準等）
- 第 3 章 第 1 0 条（危険物の貯蔵、取扱いの制限等）
  - 第 1 3 条（危険物の保安を監督する者）
- 第 4 章 第 1 7 条（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）
- 第 5 章 第 2 3 条の 2（火災警戒区域の設定）
- 第 6 章 第 2 4 条（火災発見の通報）
  - 第 2 5 条（応急消火義務等）
- 第 8 章 第 3 6 条（防災管理者等）

## 〔消防法施行令〕

- 第 1 章 第 1 条の 2（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）
  - 第 3 条（防火管理者の資格）
  - 第 3 条の 2（防火管理者の責務）
  - 第 3 条の 3（統括防火管理者を定めなければならない防火対象物）
  - 第 4 条（統括防火管理者の資格）
  - 第 4 条の 2（統括防火管理者の責務）
  - 第 4 条の 2 の 3（避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物）
  - 第 4 条の 2 の 4（自衛消防組織の設置を要する防火対象物）
  - 第 4 条の 2 の 5（自衛消防組織を置かなければならない者）
  - 第 4 条の 2 の 6（消防計画における自衛消防組織の業務の定め）
  - 第 4 条の 2 の 7（自衛消防組織の業務）
  - 第 5 条（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）
  - 第 5 条の 2（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）
- 第 2 章 第 6 条（防火対象物の指定）
  - 第 7 条（消防用設備等の種類）
  - 第 1 0 条（消火器具に関する基準）
  - 第 1 1 条（屋内消火栓設備に関する基準）
  - 第 1 2 条（スプリンクラー設備に関する基準）
  - 第 1 3 条（水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物）

- 第14条（水噴霧消火設備に関する基準）
- 第15条（泡消火設備に関する基準）
- 第16条（不活性ガス消火設備に関する基準）
- 第17条（ハロゲン化物消火設備に関する基準）
- 第18条（粉末消火設備に関する基準）
- 第21条（自動火災報知設備に関する基準）
- 第21条の2（ガス漏れ火災警報設備に関する基準）
- 第23条（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）
- 第24条（非常警報器具又は非常警報設備に関する基準）
- 第25条（避難器具に関する基準）
- 第26条（誘導灯及び誘導標識に関する基準）
- 第28条（排煙設備に関する基準）
- 第29条（連結送水管に関する基準）
- 第6章 第45条（防災管理を要する災害）
- 第46条（防災管理を要する建築物その他の工作物）
- 第47条（防災管理者の資格）
- 第48条（防災管理者の責務）
- 第48条の2（統括防災管理者の資格）
- 第48条の3（統括防災管理者の責務）

### 〔消防法施行規則〕

- 第1章の2 第3条（防火管理に係る消防計画）
- 第4条（防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画）
- 第4条の2の2（避難上有効な開口部）
- 第4条の2の3（避難上有効な構造を有する場合）
- 第4条の2の10（消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項）
- 第2章 第5条の2（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）
- 第6条（大型消火器以外の消火器具の設置）
- 第7条（大型消火器の設置）
- 第9条（消火器具に関する基準の細目）
- 第12条（屋内消火栓設備に関する基準の細目）
- 第13条の6（スプリンクラー設備の水源の水量等）
- 第14条（スプリンクラー設備に関する基準の細目）
- 第15条（開口部に設置する防火設備）
- 第16条（水噴霧消火設備に関する基準）
- 第18条（泡消火設備に関する基準）
- 第19条（不活性ガス消火設備に関する基準）
- 第20条（ハロゲン化物消火設備に関する基準）

- 第21条（粉末消火設備に関する基準）
- 第24条（自動火災報知設備に関する基準の細目）
- 第24条の2（自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準）
- 第24条の2の2（ガス漏れ火災警報設備の設置を要しない防火対象物等）
- 第24条の2の3（ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目）
- 第24条の2の4（ガス漏れ火災警報設備の維持に関する技術上の基準）
- 第25条（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）
- 第25条の2（非常警報設備に関する基準）
- 第27条（避難器具に関する基準の細目）
- 第28条の3（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目）
- 第30条（排煙設備に関する基準の細目）
- 第31条（連結送水管に関する基準の細目）
- 第5章 第45条（火災警戒区域出入者）
- 第46条（応急消火義務者）
- 第47条（情報の提供を求めることができる者）
- 第48条（消防警戒区域出入者）
- 第49条（他の災害についての準用）
- 第7章 第51条の8（防災管理に係る消防計画）
- 第51条の11の2（建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画）

### 〔火災予防条例〕

- 第3章 第3条（炉）
- 第3条の2（厨房設備）
- 第28条（溶接作業等）
- 第4章 第30条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項）
- 第31条（少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準）
- 第31条の4（百貨店等及び地下街における危険物の貯蔵及び取扱いの制限）
- 第33条（指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準）
- 第34条の3（指定可燃物の保安計画の作成等）
- 第5章 第36条（消火器具に関する基準）～第40条、第41条～第46条（連結送水管に関する基準）
- 第6章 第50条の3（地下駅舎の管理）
- 第51条（百貨店等又は地下街の避難通路等）
- 第52条（避難経路図の掲出）
- 第53条の2（火災の予防又は避難に支障となる物件を置くこと等の行為の禁止）
- 第54条（避難施設の管理）

第55条（一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合は準用）

第55条の2（防火設備の管理）

第55条の2の2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理）

第55条の2の3（防災センター要員）

第55条の3（防火管理者）

第6章の2 第55条の4（自衛消防訓練等）

第55条の5（自衛消防活動中核要員）

### 〔火災予防条例施行規則〕

第10条の3（危険物の性質に応じた遵守事項）

第10条の15（出入口の付近等）

第11条の2の2（地下駅舎の防災管理室の構造、機能等）

第11条の2の3（地下駅舎の自衛消防の組織の装備）

第11条の2の6（避難経路図）

第11条の3（施錠に関する基準）

第11条の3の2（防災センターの構造、機能等）

第11条の3の3（防災センター要員の配置）

第11条の4（防火管理者の届出）

第11条の4の7（自衛消防訓練の実施結果記録書の様式等）

第11条の5（自衛消防活動中核要員の人員等）

第11条の6（自衛消防活動中核要員の装備）

### 〔東京都震災対策条例〕

第1章 第8条（都民の責務）

第9条（事業所の基本的責務）

第10条（事業所防災計画の作成）

第11条（事業所防災計画の届出）

第2章 第35条（施設の防災組織）

第42条（防災組織の訓練）

第3章 第51条（車両による避難の禁止）

### 〔東京都帰宅困難者対策条例〕

第1章 第3条（都民の責務）

第4条（事業者の責務）

第2章 第7条（従業者の一斉帰宅抑制）

第3章 第11条（安否確認手段の周知等）

## 建 築 関 係 法 令

### 〔建築基準法〕

- 第 1 章 第 2 条（用語の定義）
- 第 2 章 第 3 4 条（昇降機）  
第 3 5 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）
- 第 3 章 第 6 4 条（外壁の開口部の防火戸）

### 〔建築基準法施行令〕

- 第 1 章 第 2 条（面積、高さ等の算定方法）
- 第 4 章 第 1 0 8 条（防火性能に関する技術的基準）  
第 1 0 8 条の 2（不燃性能及びその技術的基準）  
第 1 0 9 条（防火戸その他の防火設備）  
第 1 1 2 条（防火区画）
- 第 5 章 第 1 2 0 条（直通階段の設置）  
第 1 2 1 条（2 以上の直通階段を設ける場合）  
第 1 2 2 条（避難階段の設置）  
第 1 2 3 条（避難階段及び特別避難階段の構造）  
第 1 2 5 条の 2（屋外への出口等の施錠装置の構造等）  
第 1 2 6 条の 2（排煙設備の設置）  
第 1 2 6 条の 3（排煙設備の構造）  
第 1 2 6 条の 4（非常用の照明装置の設置）  
第 1 2 6 条の 5（非常用の照明装置の構造）  
第 1 2 6 条の 6（非常用の進入口の設置）  
第 1 2 6 条の 7（非常用の進入口の構造）
- 第 5 章の 4 第 1 2 9 条の 1 3 の 3（非常用の昇降機の設置及び構造）